

県職員の給与等の報告及び勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(平成29年10月12日)

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せてその改定について勧告しました。

本年は、昨年に引き続き、県職員の月例給が県内の民間従業員の月例給を下回っていることが明らかになりました。そのため、基本給（給料表）及び初任給調整手当の引上げ改定を行うこととしました。また、特別給（ボーナス）についても、県職員が民間を下回っていたため、0.10月分引き上げることとしました。

また、給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げに際し講じた経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止することとされており、これにより生ずる原資を用いて、初任給基準の引上げ、給料表の号給増設（行政職4級ほか）及び獣医師の初任給調整手当の引上げを行うこととしました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権を制約されている県職員の適正な処遇を確保するためのものであり、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から支持され得る納得性のある給与水準を確保するものとして定着しており、県職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと確信しています。

県職員の皆さんには、改めて、全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、県職員としての誇りと使命感を持って一層職務に精励されることを望みます。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が様々な分野で県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思っております。